

アクトワンリーガルレポート vol. 100 (23C38・2023/4/3)

〒104-0031 中央区京橋 2-6-16 エータナルビル 5F (TEL:3566-0901/FAX:3566-0902)

弁護士法人アクトワン法律事務所 無断複製・転写を禁じます。

テー マ : 人的資本開示の現状と課題

伊藤レポート 2.0 と SX 版伊藤レポート

- (1) 伊藤レポートは、経産省による「人的資本経営の実現に向けた検討会」（伊藤邦夫座長）の報告書である。伊藤レポートによって、取締役人材要件定義、スキルマトリクスの整備、取締役選解任基準の策定、サクセションプランの策定などの必要性が指摘されるとともに、取締役・監査役によるガバナンスの重要性が認識されるようになった。
- (2) 伊藤レポート ver2.0 は、2020 年 9 月に公表され、3つの視点（経営戦略と人材戦略の連動、As is to be ギャップの定量把握、企業文化への定着）と5つの共通要素（動的な人材ポートフォリオ、知・経験の D&I、リスク・学び直し、従業員とのエンゲージメント、時間や場所に捉われない働き方）が示されるとともに、非財務情報としての人的資本開示の方向性が示された。
- (3) さらに、2022 年 8 月には、伊藤レポート 3.0 (SX 版伊藤レポート) が公表され、社会のサステナビリティと企業のサステナビリティを同期化させ、投資家を呼び込む長期戦略の策定が求められることとなった。なお、これに対応するガイドラインとして、経産省から「価値協創ガイドライン 2.0」が公表されている。

有価証券報告書における開示事項

- ① 2021 年 6 月改訂のコーポレート・ガバナンス・コード (CGC) は、第 3 原則において、「上場会社は・・・財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに関する情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。」と定めており、従来、TCFD などの基準に基づく温暖化対策などが問題となっていた。
- ② 他方、金商法 24 条は、有価証券報告書の記載事項を内閣府令に委任しているところ、今般、内閣府令の改正により、本年 5 月末日以降に到来する決算期にかかる有価証券報告書には、人的資本開示に係る事項の記載が求められることとなった。
- ③ なお、人的資本開示の開示基準としては、ISO30414 が 11 の領域と 49 の項目を定めるが、今回の内閣府令の改正によって開示が求められるのは、11 の領域のうち一部となる見込みである。

実務上の留意点

今般、人的資本開示の義務付けが内閣府令の改正によることで、CGC に言う「法令に基づく開示」として位置づけられることとなった。現時点では、開示を必要とされる具体的な内容は明確でないが、伊藤レポート 2.0 によれば、現在は可視化の第 1 段階にあると思われ、フィードバックに基づくブラッシュアップが必要となる。したがって、今後、更なる広汎な開示を要すると考えられるので、今後の動向に注視を要する。

上記問題についての詳細のお問い合わせは当事務所までお願ひいたします。

なお、アクトワンリーガルレポート vol.101 は、「民事訴訟 IT 化の進捗状況」(23S35)の予定(2023/5 発行予定)としております。以 上